

総務建設委員会会議録

開閉日時 令和7年12月9日（火）午前10時00分～午前10時35分

会 場 高浜市議場

1. 出席者

2番 荒川 義孝、 3番 神谷 直子、 5番 野々山 啓、
7番 福岡 里香、 8番 岡田 公作、 11番 鈴木 勝彦、
13番 倉田 利奈
オブザーバー

副議長（9番） 長谷川広昌

2. 欠席者

なし

3. 傍聴者

一般 2名

4. 説明のため出席した者

市長、副市長、総務部長、行政G L、財務G L、
市民部長、市民窓口G L、経済環境G L、経済環境G 主幹、税務G L、
都市政策部長、土木G L、都市計画G L、防災防犯G L、上下水道G L

5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記 1名

6. 付議事項

- (1) 議案第68号 高浜市税条例及び高浜市都市計画税条例の一部改正について
- (2) 議案第73号 令和7年度高浜市一般会計補正予算（第8回）
- (3) 議案第74号 令和7年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2回）
- (4) 議案第76号 令和7年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）
- (5) 議案第77号 令和7年度高浜市水道事業会計補正予算（第2回）
- (6) 議案第78号 令和7年度高浜市下水道事業会計補正予算（第2回）

7. 会議経過

委員長挨拶

委員長 本日、委員会の傍聴の申し出がありましたので、高浜市議会委員会条例第19条第1項の規定により、傍聴を許可いたしましたので御了承願います。

ただいまの出席委員は全員であります。よって、本委員会は成立いたしましたので、これより総務建設委員会を開会いたします。

市長挨拶

委員長 去る12月5日の本会議におきまして、当委員会に付託となりました案件は、既に配付されております議案付託表のとおり、議案6件であります。

当委員会の議事は、議案付託表の順序により逐次進めてまいります。

次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。本件については、副委員長の野々山啓委員を指名いたします。

それでは、当局のほうから説明を加えることがあれば願います。

説（総務部） 特にございません。よろしくお願ひします。

委員長 これより質疑に入りますが、円滑な委員会運営のため、総括質疑との重複をできるだけ避けていただきますようお願ひいたします。

《議題》

(1) 議案第68号 高浜市税条例及び高浜市都市計画税条例の一部改正について
委員長 質疑を行います。

問 (11) 第68号ですけども、市税の条例の第61条で固定資産税の納期あるいは都市計画税条例の第5条の納期、それぞれ基幹業務システムの国の標準準拠ということに移行するということに伴い、固定資産税それから都市計画税の第1期の納期が4月に変更することありますけれども、今まで5月の納期であったものを4月にするということですけども、詳しい説明をお願いしたいと思います。

答 (税務) それでは、お答えいたします。

現在、4月に課税明細書を送付し、5月に納税通知書をそれぞれ送付しているところですが、今回、国の標準準拠システム移行により課税明細書とそれから納税通知書を個別に打ち出すことが不可能となったため、同時に打ち出す仕様となりました。

地方税法第362条におきましては、固定資産税の納期は4月、7月、12月及び2月中において当該市町村の条例で定める。ただし、特別の事情がある場合においては、これと異なる納期を定めることができます。

近隣の8市1町におきましては、全てが4月が第1期の納期でありまして、課税明細書と納税通知書を同時に送付しております。高浜市のみ納期が1か月後であるため毎年のように納税通知書がまだ届いていないが、という問合せを数々受けている状況でございます。

以上の理由によりまして、第1期の納期を5月から4月へ変更するものでございます。なお、その課税明細書と納税通知書と一緒に送付することによりまして、郵送代が年額120万円程度減額となる見込みでございます。

問 (11) それでは、この固定資産税、都市計画税の第1期の納期を変更することによって、納税者においては資金の準備の影響が大きいのではないかと思いますけれども、どのように周知されていくのか、お聞かせいただきたいと思います。

答 (税務) お答えいたします。

今回の条例改正が可決後において、まず広報、ホームページ、公式LINEによりまして周知を図ってまいります。また、全ての納税者の方に対しまして、第1期の納期が変更になる旨をはがきにて周知することにより送付いたします。そして、納税通知書を送付する際に、封筒表面に第1期の納期の変更について表記するとともに、併せてチラ

シも同封する予定でございます。

問（13） まず、これ交付日はいつになるのか教えていただきたいのと、あと先ほど近隣8市ということで、私も調べたらこの辺りは全部、納期が第1期5月16日から5月31日までだったんですけど、これ愛知県内にほかに高浜市と同じような運用されてたところがあるんでしょうか、教えてください。

答（税務） 交付日は議決後になります。

それから、愛知県の近隣8市1町以外に4月以外の納期があるかにつきましては、今手元にございませんので、すみません。

問（13） 先ほどの質問にありまして、これすごい影響があると私は考えてるんですけど、影響がある納税者数っていうのは、高浜市、先ほどはがきにて周知ってことなんですか、何件になるんでしょうか。

答（税務） 今年度の納税通知書の発送件数におきましては、約1万4,600件となっております。

問（13） これ先ほども質問にもあったんですけど、これ1か月、第1期が納税が早まるんですね。特に固定資産税っていうのは非常に金額が大きいですし、影響のある人何百万っていう方も中にはお見えになると思います。中には、自営とかで自転車操業でやって非常に困るというか、どうしようかっていうことで影響がすごい大きいと思うんですけど、これ1か月早まるっていうことでそういった市民の声っていうか、私もこれ見てすぐ思ったんですよね、これ非常に困る市民が多いんじゃないかなと思ったんですけど、そのあたりどうお考えなんでしょうか。

答（税務） 確かに納税者の方において多大なる影響がございますので、先ほど申し上げましたとおり、やはり全ての納税者の方になるべく早い段階で周知をしたほうがよいかと思いますので、全ての納税者の方にはがきでお知らせするとともに、納税通知書を送る際にもはっきり第1期の納期の変更が分かるような表記をしていくなどして、納税者の方に対しまして丁寧に御説明するように心がけてまいります。

問（13） これ例えば1年前だったらまだ問題ないかもしれないんですけど、もうあと4か月しかないんですよね。4か月の間に固定資産税をどう払おうかっていうところが出てくると思うんですよね。これなぜこのタイミングになったのか教えてもらっていいですか、この上程が。

答（税務） 冒頭に申し上げました地方公共団体情報システムの標準化に関しまして、

その納税通知書と課税明細書を同時に発送する必要が分かった時期もございまして、今回上程となった次第でございます。

問（13） それっていつ判明したんでしょうね。大分前から分かってたんじゃないかなと思うんですけど、どうなんでしょうか。

答（税務） 今議員おっしゃられた、もっと早く周知ができるのではなかったかというところなんですけれども、1年、今回の令和7年度の当初の固定資産税納税通知書を送る時点では、まだその仕様がはっきりしないところがございましたので、今回の時期の上程に至ることになりました。

問（13） だからいつ判明したんですか、それは。

答（税務） したがいまして、この5月の納税通知書を発送する以降の時期でございます。

問（13） だから私は何でこの12月なんだっていうところすごい非常に問題視します。5月以降って言ったら9月議会でも上げれたし、臨時議会でもいくらでも上げれたんですよね。だからすごくこれって困る市民、困る、会社経営してたり、こういう固定資産税、都市計画税払っている人、非常に出てくるんじゃないかと私は思っています。そういう意味で、やっぱりこれ4か月っていうのは私短いと思うんですけど、そのあたりどうお考えですか。

答（市民部） 非常に困るということを連発されるわけですけれども、要は今から周知して速やかに重層的に丁寧に周知を行っていくということで、おそらく固定資産税のお金を準備するっていうのは今から準備を始めるぐらいのタイミングだと思うので、逆に言うと半年前に送っててもそれはどっかに飛んじゃうという話もありますし、この議会の御議決の後に、やはり今、周知を丁寧に全納税者に通知するわけですから、5月と思ってる人が4月になったんだなということで資金繰りに困るというようなことも想像しておっしゃるわけですけれども、やはり周知を丁寧に個別に行うということで御理解を得ていきたいという考え方でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

問（13） 第61条の3項についてお聞きしたいんですけど、これの特別な事情がある場合って書いてあるんですけど、これどういう場合が想定されるんでしょうか。よく分からないので教えてください。

答（税務） これは最近、県外で起きたケースではございますけれども、例えばですけど、直前になって固定資産税のその通知の内容に誤りがある、発送する直前に誤りがあ

ることが分かりまして、それで急遽、第1期の納期を変更するようなケースというのがございました。

問（13）急遽、変更ができるってことは、逆に言えば今回の条例も来年からとかそういう形で、納期を早めるのを来年からとかそういうことはできなかつたっていうことになるんでしょうか。

答（市民部）今、新しいシステム標準化という流れの中で、今まででは課税明細書を送って、4月に。要は御確認いただいて、ある程度の何か不具合があれば問合せいただいて納税通知書を5月に送るという手続を踏んでたんですけども、この標準化によりまして課税明細書と一緒に送らなければならぬというものがまず一つ大きな変更点でございますので、そのところでこの1年後ということじゃなくてこの標準化に合わせて4月に納期を設定するということでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

問（13）固定資産税の閲覧期間っていうのは、これに伴って変わってくるのかこないのか、どうなんですか。

答（税務）閲覧期間に関しては従前どおりでございます。

委員長 ほかに。

質疑なし

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第68号の質疑を打ち切ります。

（2）議案第73号 令和7年度高浜市一般会計補正予算（第8回）

委員長 質疑を行います。

問（13）まず、歳入からお願ひしたいと思います。

補正予算書48ページの18款1項1目の財政調整基金繰入金についてお伺いいたします。

今回の財政調整繰入金によって、いわゆる財政調整基金残高が10億を切って約9億になってしまったんですけど、これに対しては市長どのようにお考えでしょうか。

答（総務部）10億を確保することを目標としておりますので、10億を一時的にちょっと切ってしまいましたけど、また10億に戻すように努力をしていくというふうに考えておりますので、よろしくお願ひします。

問（13） 今回この時点で10億を切ってしまったんですけど、よく言われるのが決算時10億っていうことを言われるんですけど、やはり災害とかはいつ起こるか分かりませんし、経済危機だっていつ起こるか分からない。それに、歳入に関しても別に4月当初に入る金額がどんと入るわけでもないもんですから、そういうことを鑑みますと、やはり私はいつでもこれ10億必要と思ってるんですね。予算時も10億必要、決算時も10億必要、それから補正予算のときでもいつでも私は10億必要だと思ってるんですけど、市長、そのあたりのお考えはどうでしょうか。

答（市長） 10億というのは一定の基準として必要だという認識で、その過程において上下するというのは現実的にそれは仕方ないのかなと思ってます。個人的に、個人的というのもおかしいですね。倉田議員が10億欲しいと言われるのは、もちろん倉田議員の御意見としてそれは分かりますし、私も希望として何が起こるか分からないからもっとたくさん欲しいというもちろん希望はありますが、現実的にそれは厳しいということですでの、今としては現在としては10億というのを一定の基準として担保したいなということで当局としては動いているという考え方あります。

問（13） 今、市長、10億基準って言われたんですけど、これ長期財政計画には明確に最低限って書かれてるんですよね。基準ではなくて最低限って書かれてます。なので、ちょっとその基準っていうのが何のことをおっしゃってるのかちょっと私にはよく分からんんですけど、市長は今のお考えでいくと、私はいつでも10億必要だと思うけど、それは10億切るときがあっても仕方がないというお考えなのかどうか、そこちょっとはつきりしたいのと、もうそうであれば、いつ10億必要なのか教えてください。

答（市長） 長期財政計画というのは、議員の皆さん御承知のとおり、議案ではありません。あくまでも当局側が示す目安として出しております。とはいえ、当然それは目安として使っていくものですから、10億というのはあくまでも一つの基準として考えておりますし、もちろんそれ以上にたくさんためればそれに越したことはないというのは当たり前に考えております。

問（13） すいません。私の質問に、ちょっとはぐらさされてるような感じなんですか。ということは、結局いつ10億があればいいっていうふうに市長お考えなのか、そこだけ明確に教えてもらっていいですか。

答（副市長） 言葉遊びじゃなくて、基本的にはきちんと我々は10億を一つの目標としてやってるんですよ。補正予算って組んでますけど、補正予算って必要だから年度の途

中できちんと基金から繰り入れて補正予算を組みます。これも当然業務をしていく上で必要だと判断して、ここにお見えの議員の皆さんたちにもきちんと御説明をして、それを執行するわけですよ。だから基準だとか目標だとかっていうそういう言葉遊びじゃなくて、きちんと財源から考えれば余裕があったほうがいいです。でも、市民サービスをしていく上で必要な部分については、取り崩しをしてきちんとそこの負託に応えていくっていうのが行政の執行の大原則だというふうに考えてますので。だから基本的にはたくさんあったほうがいいです。何度も繰り返しになりますけど、我々は目標は10億ということで執行しております。

問（13） 私はいつでも10億必要だと思ってるんですけど、いつ10億なるかってこれすごく重要なところなのに、お答えがなくて残念です。

歳出のほうにまいります。

1款1項1目議会費のところなんんですけど、こちらについてもいわゆる人勧による期末手当の増額が加味されていると思うんですけど、それでよろしかったでしょうか。

委員長 倉田議員に申し上げます。

議会費につきましては、既に質疑を受けておりまして、各派代表者会のほうで御意見をいただいておりますので、この件につきまして深く指摘する事項がありましたらよろしくお願ひいたします。

問（13） 所管委員会の一覧表に載ってるんですけど、できないってことですか、それは。

委員長 できないとは言ってません。重複のないように。

「じゃあ、お願いします。」と発声するものあり。

委員長 事務局。

答（議会事務局） 先ほどの御質問ですが、人勧分も含まれております。

問（13） これ人勧含まれてるんですけど、これ人勧、いわゆる上げる、期末手当を上げるっていうことに対して、いわゆる当局から相談があって載せたっていうことによろしいんでしょうか。全然私たちにはそういったことを相談も何もなく上げられてるもんですから、どこまで相談があったのかちょっとよく分からないんですけど、教えてください。

答（議会事務局） 先日の総括質疑の際も倉田議員より御質問があったと思いますが、秘書人事グループと同様に我々も補正予算のほうを上げさせていただきまして、後ほど条例案のほうは当局のほうから示される予定となっております。

問（13） では、補正予算書の52ページ、2款1項11目の庁舎管理事業についてお伺いします。

電気、ガスの契約、これどのような今契約形式になってるのかっていうのと、あと価格高騰について、当初見込めなかった理由についてもお聞かせください。

答（行政） 電気とガスの契約というところでございます。

電気につきましては、高圧電力ということで全庁一斉に入札をいたしまして、1月で切り替わる形で契約をいたしております。ガスにつきましては、こちら東邦ガスさんと小型空調の契約をいたしております。

2点目、当初に見込めなかったのかというところでございますが、当初予算編成時、こちら予算編成の時期というのもあるんですけれども、これはもう前々年度の下半期と前年度の上半期というところで使用量を見込みまして、そのときの単価ということでやっております。ただ、そのときよりも燃料費の調整単価ですとか再エネ賦課金、こちらも上昇しております。また、使用量につきましても近年の酷暑による空調の稼働時間、こちらやっぱり変わってまいりますので、どうやっても使用量が増となってまいりまして、予算不足が見込まれるということになりました今回の補正予算の計上となりました。

問（13） 同じく52ページの1款1項16目の防犯対策費なんですが、こちら防犯灯施設事業、こちらについても先ほど言った一斉入札の中に入ってるんでしょうか。また、価格高騰について当初見込めなかった理由についてもお聞かせください。

答（防災防犯） こちらの契約につきましては、入札を行わず中部電力のほうと契約をしております。また、こちらにつきましては防犯灯ですので、契約内容が高圧ではなく定額電灯の公衆街路灯という契約を行っております。こちらにつきましては、1基幾らという形の契約となっておりますが、増額の理由につきましては、先ほどの庁舎管理と同様に予算編成方針に基づき令和7年度予算でいきますと、令和6年度の上半期の実績と令和5年度の下半期の実績で算定しておりますので、再エネ賦課金だとか燃料調整単価が上振れしたことによってその分を今回増額補正させていただくものでございます。

問（13） 同じく52ページの2款2項1目の賦課徴収費についてお伺いします。

市税賦課徴収費、こちらがいわゆる先ほどの条例に伴うものということで、そういう

た理解でよろしかったでしょうか。

答（税務） 議員おっしゃるとおりでございます。

問（13） 先ほど、はがきで全世帯に周知するっていうお話があったんですけど、これはここに含まれてますか、費用。

答（税務） この中には含まれておりません。

問（13） 68ページの6款1項4目農地保全費、排水路樋門維持管理事業についてお伺いいたします。

燃料費の価格高騰、これこちらについても同様ですかね、見込めなかつた理由。それから水道の使用量が増加しているということなんんですけど、これなぜ増加したのか教えてください。

答（土木） まず燃料費のほうでございますが、こちらのほうにつきましては、当初予算は令和6年の9月現在の単価を適用いたしまして、1リットル当たり119円で試算のほうをさせていただきました。

本年度の実績といたしまして、4月から5月までが1リットル当たり129円、6月から9月までが124円となっておりまして、このように燃料価格が高騰してございます。

あと光熱水費の関係の御質問でございますが、こちらのほうにつきましては、ポンプの稼働回数の増加に伴い、冷却水として使用する水道の使用量が当初の見込みよりも増加したことに伴い、このたび補正をさせていただくものでございます。

問（13） 稼働回数が増えた理由について教えてください。

答（土木） このポンプにつきましては、芳川町と春日町の区域の農業排水を汲み上げるポンプでございますけども、こちらのほうにつきましては、一定の水位に達すると自動的に稼働するため、稼働回数やその要因についてはちょっと把握のほうをしてございません。

委員長 ほかに。

質疑なし

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第73号の質疑を打ち切ります。

(3) 議案第74号 令和7年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2回）

委員長 質疑を行います。

問（13） 補正予算書の98ページ、2款1項2目療養給付費359万6,000円の増額理由及び補正で上げなければいけなかった理由についてお聞かせください。

答（市民窓口） 療養費交付金ですけれども、こちら例えば医師が必要と認めた装具や柔道整復師などによる施術費など、医療費など全額自己負担した場合、支払後に必要書類を添えて申請すると国保の支給額に該当すると認めたときに一部負担の割合で療養費を支給することができますが、この療養費が増えた、補装具などの支払いが例年より多かったため、療養費の補正をお願いするものでございます。

このタイミングということですけれども、執行率等見込んだ結果、年度末に不足が見込まれたため、12月に補正をお願いするものでございます。

問（13） 補装具などの支払いということですが、これ主に今回はどういったものが増えているのか。それから何件見込んでたのが何件になったのか、どれぐらい件数として増えているのか、教えてください。

答（市民窓口） 補装具いわゆるコルセットですか、いわゆる骨折とかで使うようなサポーターみたいなものが補装具ですね。

何件かまでは資料を持ち合わせてございません。

委員長 ほかに。

質疑なし

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第74号の質疑を打ち切ります。

(4) 議案第76号 令和7年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）

委員長 質疑を行います。

質疑なし

委員長 質疑もないようですので、議案第76号の質疑を打ち切ります。

(5) 議案第77号 令和7年度高浜市水道事業会計補正予算（第2回）

委員長 質疑を行います。

質疑なし

委員長 質疑もないようですので、議案第77号の質疑を打ち切ります。

(6) 議案第78号 令和7年度高浜市下水道事業会計補正予算（第2回）

委員長 質疑を行います。

質疑なし

委員長 質疑もないようですので、議案第78号の質疑を打ち切ります。

以上で、付託された案件の質疑は終了いたしました。

なお、本委員会においては、自由討議を実施する案件はありません。

《採決》

(1) 議案第68号 高浜市税条例及び高浜市都市計画税条例の一部改正について

挙手多数により原案可決

(2) 議案第73号 令和7年度高浜市一般会計補正予算（第8回）

挙手多数により原案可決

(3) 議案第74号 令和7年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2回）

挙手全員により原案可決

(4) 議案第76号 令和7年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）

挙手全員により原案可決

(5) 議案第77号 令和7年度高浜市水道事業会計補正予算（第2回）

挙手全員により原案可決

(6) 議案第78号 令和7年度高浜市下水道事業会計補正予算（第2回）

挙手全員により原案可決

委員長 以上をもって、当委員会に付託となりました全案件の審査を終了いたします。

お諮りいたします。

審査結果の報告の案文は、正副委員長に御一任願ってよろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、正副委員長に一任せさせていただきます。

市長挨拶

委員長 以上をもちまして、総務建設委員会を閉会します。

委員長挨拶

終了 午前10時35分

総務建設委員会委員長

総務建設委員会副委員長